

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年3月14日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷市、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年3月14日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

福島県		出荷制限
クサソツツ(こごみ)	H28.3.9～: 福島市、桑折町 H28.3.1～: 福島市、伊達市、須賀川、三春町 H28.4.2～: 川俣町 H28.4.5～: 桑折町、古殿町 H28.4.10～: 本郷市、大玉村 H28.4.14～: 須藤町 H28.4.14～: 岩瀬町 H28.4.14～: 須藤町 H28.4.14～: 須藤町 H28.4.14～: 会津美里町 H27.4.9～: 蒲原郡市	
クサソツツ(こごみ) (野生のものに限る。)		
コシアラ (野生のものに限る。)	H28.3.2～: 福島市、二本松市 H28.3.7～: 福島市、白河市、喜多方市、磐梯町、猪苗町、東町 H28.3.10～: 伊達市、須賀川、矢吹町、鹽谷町、下郷町、大玉村、喜多方、鏡川村 H28.3.14～: 鶴来町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H28.3.17～: 桑折町、磐梯代町 H28.3.17～: 須藤町、北郷町 H28.3.17～: 須藤町 H28.3.17～: 須藤町、喜多方市、古殿町、南会津町、新潟町、東峰村 H28.3.17～: 三島町、川内村 H28.3.20～: 遠川町、庄蔵村 H28.3.23～: 本郷市、田村市、小野市、矢吹町、金津根下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.23～: 三春町 H28.3.27～: 金津根根市、鏡石町 H28.3.27～: 金山町 H28.3.27～: 岩瀬村 H28.4.2～: 須森町 H28.4.5～: いわき市、二本松市 H28.4.5～: 留麻市 H28.4.5～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市、田村市、小野市、矢吹町、金津根下町、玉川村、平田村、中島村 H28.5.1～: 三春町 H28.5.1～: 金津根根市、鏡石町 H28.5.1～: 金山町 H28.5.1～: 岩瀬村 H27.8.11～: 田村市	
コシアラ (野生のものに限る。)	H28.4.2～: 須森町 H28.4.5～: いわき市 H28.4.5～: 留麻市 H28.4.5～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市、須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H28.5.1～: いわき市、須森町 H28.5.1～: 留麻市 H28.5.1～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市 H28.5.1～: 須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H28.5.1～: いわき市、須森町 H28.5.1～: 留麻市 H28.5.1～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市 H28.5.1～: 須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
ワタ (野生のものに限る。)	H28.5.1～: いわき市、須森町 H28.5.1～: 留麻市 H28.5.1～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市 H28.5.1～: 須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
フキ (野生のものに限る。)	H28.5.1～: いわき市、須森町 H28.5.1～: 留麻市 H28.5.1～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市 H28.5.1～: 須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
フキノトウ (野生のものに限る。)	H28.5.1～: いわき市、須森町 H28.5.1～: 留麻市 H28.5.1～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市 H28.5.1～: 須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
ワラビ (野生のものに限る。)	H28.5.1～: いわき市、須森町 H28.5.1～: 留麻市 H28.5.1～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市 H28.5.1～: 須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
ワラビ (野生のものに限る。)	H28.5.1～: いわき市、須森町 H28.5.1～: 留麻市 H28.5.1～: 川俣町 H28.5.1～: 蒲原郡市 H28.5.1～: 須森町、遠野村 H28.5.1～: 鶴来町 H28.5.1～: 喜多方市 H28.5.1～: 三島町、川内村 H28.5.1～: 遠川町、庄蔵村 H28.5.1～: 本郷市 H28.5.1～: 須森町 H28.5.1～: 田村市 H28.5.1～: 須森代町 H27.8.11～: 田村市、大玉村	
ウメ	H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市（福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助効寺、原町区高倉字牧原寺、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林寺、原町区高塙字五台山、原町区高塙字横川、原町区馬場子葉姫原、原町区片手行舟及び原町区大原字和田城の区域に限る。） H23.6.6～H26.10.21解除: 南相馬市 H23.6.6～H26.11.11解除: 南相馬市	
ユズ	H23.8.2～: 福島市、須森町 H24.10.2～: いわき市、須森町 H23.2.25～H27.1.17解除: 伊達町 H23.10.14～H25.2.26解除: 伊達町	
クリ	H23.8.2～: 福島市、須森町 H23.9.25～H27.12.3解除: 二本松市 H24.10.2～H26.11.17解除: いわき市 H23.12.9～H26.11.7解除: 留麻市	
キウイフルーツ	H23.8.2～: 福島市、須森町 H23.12.9～: 留麻市（福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助効寺、原町区高倉字牧原寺、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林寺、原町区高塙字五台山、原町区高塙字横川、原町区馬場子葉姫原、原町区片手行舟及び原町区大原字和田城の区域に限る。） H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市（福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助効寺、原町区高倉字牧原寺、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林寺、原町区高塙字五台山、原町区高塙字横川、原町区馬場子葉姫原、原町区片手行舟及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
小豆	H25.1.4～H26.3.13～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 福島市（旧笠生町の区域に限る。）、南相馬市（旧石神村の区域に限る。） H24.11.15～H25.11.7～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 南相馬市（旧石神村の区域に限る。） H24.1.22～H26.3.13～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 須賀川市（旧長沼町の区域に限る。） H25.1.4～H26.3.13～: 部駄野 ～H26.10.7解除: 郡山市（旧高野町の区域に限る。） ～H27.10.23解除: 二本松市（旧小浜町及び旧沢川町の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。） H25.1.4～H26.3.9～: 部駄野 ～H26.10.7解除: 桑折町（旧達崎町の区域に限る。） H25.2.18～H26.7.10～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 福島市（旧立子山村の区域に限る。） H25.3.5～H26.7.10～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 福島市（旧佐倉村及び旧保坂村の区域に限る。） H25.3.2～H26.11.2～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 福島市（旧木沢村（白沢村）の区域に限る。） H25.12.18～H27.5.2～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 南相馬市（旧太田村の区域に限る。） H26.12.17～H27.5.23～: 部駄野 ～H26.3.25解除: 本宮市（旧白岩村に限る。） H26.12.17～H27.8.25解除: 大玉村（旧大山町に限る。）	
大豆	H25.1.4～H26.3.13～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 福島市（旧笠生町の区域に限る。）、南相馬市（旧石神村の区域に限る。） H24.11.15～H25.11.7～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 南相馬市（旧石神村の区域に限る。） H24.1.22～H26.3.13～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 須賀川市（旧長沼町の区域に限る。） H25.1.4～H26.3.13～: 部駄野 ～H26.10.7解除: 郡山市（旧高野町の区域に限る。） ～H27.10.23解除: 二本松市（旧小浜町及び旧沢川町の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。） H25.1.4～H26.3.9～: 部駄野 ～H26.10.7解除: 桑折町（旧達崎町の区域に限る。） H25.2.18～H26.7.10～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 福島市（旧立子山村の区域に限る。） H25.3.5～H26.7.10～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 福島市（旧佐倉村及び旧保坂村の区域に限る。） H25.12.18～H27.5.2～: 部駄野 ～H27.10.23解除: 南相馬市（旧太田村の区域に限る。） H26.12.17～H27.5.23～: 部駄野 ～H26.3.25解除: 本宮市（旧白岩村に限る。） H26.12.17～H27.8.25解除: 大玉村（旧大山町に限る。）	
穀類 (平成23年度)	H26.1.17～: 須森町（旧小国町の区域に限る。） H26.1.17～: 伊達町（旧小国町及び石井町の区域に限る。） H26.12.2～: 留麻市（旧小国町の区域に限る。） H26.12.9～: 二本松市（旧沢川町の区域に限る。） H26.12.9～: 伊達町（旧沢川町及び喜多方町の区域に限る。） H26.12.9～: 伊達町（旧石井町の区域に限る。） H26.1.4～: 伊達町（旧石井町の区域に限る。）	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

山県	出荷制限
肉 カマの肉	H24.6.10～H23.3.12(一部除外): 岐阜: (他のための出荷:検査方針に基づき管理されるカマの肉を除く。)
茨城県	
原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、麻生市
カキナ	H23.3.21～4.17解除: 全域
ハセリ	H23.3.23～4.17解除: 全域
群馬県	
タケノコ	H24.4.19～: 麻生町、小美玉市 H24.4.19～: 大胡町、伊勢崎市 H24.4.19～: 花郷町 H24.4.19～: 砥峰町 H24.4.19～: 鳴泽町 H24.4.19～: みどり市 H24.4.19～: 朝霞町、高崎市 H24.4.19～: 大胡町、伊勢崎市、小美玉市
原木シタケ(露地栽培)	H25.10.4～: 上妻町、行方町、鉾田市、小美玉市 H25.11.10～: 阿武町 H24.4.19～: 雲仙大野町、守谷町、つばさらい町 H24.4.19～: 朝霞町
原木シタケ(施設栽培)	H28.10.14～H28.6.18(一部除外): 麻生町(他のための出荷:に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H28.10.14～H28.6.18(一部除外): 麻生町(他のための出荷:に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
コシアブラ	H28.11.1～: 高崎市、常葉大富町(播磨生のものに限る。) H24.5.10～: 朝霞大野町(播磨生のものに限る。)
イシガレイ	H24.7.5～H25.1.26解除: 最大高周波海岸線上・福島栄城両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.2.28解除: 北緯36度38分の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
ズスキ	H24.4.17～H28.1.16解除: 最大高周波海岸線上・福島栄城両県界の正東の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シリバーバル	H24.1.13～H27.1.26解除: 最大高周波海岸線上・福島栄城両県界の正東の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ	H24.4.17～H28.5.16解除: 最大高周波海岸線上・福島栄城両県界の正東の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ	H24.11.9～H26.11.20解除: 最大高周波海岸線上・福島栄城両県界の正東の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ	H24.4.17～H27.2.16解除: 最大高周波海岸線上・福島栄城両県界の正東の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.3.30解除: 北緯36度38分の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高周波海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
コモンカバ	H24.6.1～H27.1.26解除: 最大高周波海岸線上・福島栄城両県界の正東の線、我が国連続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城・千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカナマズ(稚稚を除く。)	H24.4.17～: 鶴ヶ島、北埼玉及び利根川流域及びこれらの中間に流入する河川及び利根川
ギンブナ(稚稚を除く。)	H24.4.17～H27.3.24解除: 西ヶ原、北埼玉及び外洋沿浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに利根川
ウナギ	H24.5.7～H28.2.9解除: 茨城県内の那珂川(支流を含む。)
茨城県の桜井川の最も下側の下流(支流を含む、ただし、桜井川、北埼玉及び外洋沿浦並びにこれらの中間に流入する河川及び利根川)を除く。)	
肉 イノシシの肉	H28.11.2～(削除): 麻生町(他のための出荷:後述の件に付随する原木シタケ(施設栽培))
栃木県	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町
カキナ	H23.3.21～4.27解除: 全域
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.16～: 塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.16～: 塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.10～H26.7.8(一部除外): 芝原町、笠置町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H27.8.2(一部除外): 塙谷町、笠置町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H28.8.18(一部除外): 塙谷町、笠置町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～H28.8.18(一部除外): 真壁町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～H27.2.20(一部除外): 日光市、大根原町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～: 星野町、上三川町 H24.4.12～: 逆川町、那珂川町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H27.2.20(一部除外): 那珂川町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H27.12.1(一部除外): 那須町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H28.8.19(一部除外): 那須町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H28.12.22(一部除外): 那須町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13～H27.2.20(一部除外): 日光市、星生町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13～H28.7.8(一部除外): 那須町(田畠農地を除く。)(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.15～H28.10.24(一部除外): 那須塩原市、那須塩原市(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.15～H28.10.23(一部除外): 天板橋町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H27.8.2(一部除外): 天板橋町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H27.8.2(一部除外): 大田原町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H28.8.23(一部除外): 大田原町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H27.2.20(一部除外): 大田原町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H28.8.19(一部除外): 大田原町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.14～H28.4.17(一部除外): 那須町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.15～H27.6.5(一部除外): 日光市、大根原町(ただし、他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.29～H28.10.24(一部除外): 那須町(他の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
原木クリタケ(露地栽培)	H22.11.7～: 那須町、矢板町
原木クリタケ(施設栽培)	H22.11.4～: 大田原市、那須塩原市 H22.11.4～: 那須町、逆川町、真壁町、さくら市、那須烏山市、上三川町、逆川町、市原町、芳賀町、高根沢町 H24.11.8～: 中野町 H24.11.8～: 藤岡町 H24.11.8～: 生石町
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.4～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 大田原町 H24.10.4～: 逆川町 H24.10.4～: 那須町 H24.11.8～: 那須烏山町 H24.11.8～: 那须川町 H24.11.8～: 那須烏山町 H24.11.8～: 生石町
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～: 那須塩原市 H24.8.2～: 那須町 H24.10.1～: 那須町 H24.10.1～: 那須町 H24.10.1～: 那須町 H24.11.8～: 那須町 H24.11.8～: 那須町 H24.11.8～: 那須町 H24.11.8～: 那須町 H24.11.8～: 那須町 H24.11.8～: 那須町 H24.11.8～: 那須町 H24.11.8～: 大田原町
タケノコ	H24.8.1～: 那須塩原市、那須町 H24.8.1～: 大田原町 H24.8.1～: 日光市、大根原町 H24.4.13～: 天板橋町
クサンテツ(二年生) (野生のものに限る。)	H22.8.1～: 那須塩原市 H22.8.1～: 那須塩原市
コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.8.1～: 大田原市、那須塩原市、真壁町、抜子町、那須川町 H24.8.1～: 天板橋町、那須町、真壁町 H24.8.1～: 天板橋町、日光市、矢板市、那須塩原市、真壁町 H24.8.1～: さくら市 H24.8.1～: 那須町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 大田原町 H24.8.1～: 中野町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.8.1～: 大田原市、日光市
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.8.7～: 那須町
タラノメ(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.8.1～: 那須町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.8.1～: 大田原市、日光市 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 大田原市 H24.8.1～: 天板橋町 H24.8.1～: 天板橋町
クリ	H24.9.14～H23.1解除: 那須塩原市 H24.9.18～H23.1解除: 大田原市

* ◻は出荷制限の対象

静岡県		出荷制限
水産物	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、奥多摩川との合流点から下流の部分に限り。) H24.8.10～H25.1.26解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.8.20～H25.12.17解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.8.30～H25.7.23解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.5.26解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。) H24.5.20～H24.5.26解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁：金峰(県の定める比倒：将進方式に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.12.25～解禁：金峰(県の定める比倒：将進方式に基づき管理される牛の肉を除く。) イノシシの肉
	シカの肉	H23.12.2～H23.12.25～解禁：金峰(県の定める比倒：将進方式に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解禁：相模木 H23.8.2～H25.3.26解禁：大田原市 H23.8.2～H25.5.31解禁：御宿町
群馬県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.48解禁：全域
農産物	カキナ	H23.3.21～4.48解禁：全域
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.9～：高崎市、高崎衝町、高崎村 H24.10.10～：高山村 H24.10.10～：安中市 H24.10.13～：伊勢崎市 H24.11.13～：みなかみ町
水産物	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解禁：利根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解禁：小川(支流を含む。)及び純ノ木川(支流を含む。)
イノシシ		H24.4.9～：利根川(うち利根川本流)及び利根川支流までの区域(支流を含む。) (24.6.8～24.11.19解禁：利根川(うち利根川本流)及び利根川支流までの区域(支流を含む。))
肉	イノシシの肉	H24.4.8～H25.4.25解禁：利根川(支流を含む。)
その他	茶	H23.8.30～H24.3.28解禁：桐生市 H23.8.30～H25.6.28解禁：渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：飯能町、青梅町 H24.10.20～～：ときがわ町 H24.11.5～～：越生町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解禁：旭市、取手市、多古町
タケノコ	シメジ、キンサンバイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解禁：旭市
セルリー		H23.4.4～4.22解禁：旭市
農産物	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解禁：市原市、木更津市 (24.4.5～H23.1.14解禁：柏町) (24.4.5～H23.5.21解禁：佐野子町) (24.4.11～H23.1.22解禁：柏市、白井市) H24.4.11～H25.10.23解禁：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解禁：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解禁：三山町
水産物		H23.10.11～～：佐野子町 H23.10.14～～：新松戸、猪俣(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される房木シタケ(房木栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8～～：猪俣
		H23.12.22～H23.10.14～～：新松戸、佐野子町 H24.2.29～H23.12.25～～：新松戸、伊豆原(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される房木シタケ(房木栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～～：白井市
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H24.8.16～H26.3.19～～：那珂川(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H26.1.14～～：那珂川、館林市(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.16～H26.2.15～～：那珂川、千波湖(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.6.11～H26.3.19～～：那珂川、山武市(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H26.10.14～～：那珂川、馆林市(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.7.19～～：芋原沼及び芋原沼に流入する兩川(支流を含む。)、芋原川(支流を含む。)
水産物	ギンブナ	H26.7.9～～：芋原沼及び芋原沼に流入する兩川(支流を含む。)、芋原川(支流を含む。)
肉	コイ	H28.11.12～～：千葉県内の利根川のうち利根の大網の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水場及び印旛用水門の上流、西浦用水第一過水場等の下流、八潮川、与田運河及び与田運河に与田運河を除く。)
その他	イノシシの肉	H24.11.8～H23.3.18～～：県の定める比倒：将進方式に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～5.7解禁：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解禁：鶴ヶ島市 H23.8.2～H24.5.28解禁：野田市、富士市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解禁：成田市
神奈川県		出荷制限
水産物		H23.8.2～5.29解禁：南足柄市 (23.8.2～5.12解禁：松田町、山北町) H23.8.2～10.14解禁：愛川町、清川町 H23.8.23～10.26解禁：相模原市 H23.8.27～10.26解禁：中井町 H23.8.2～11.10解禁：小田原市 H23.8.2～H24.10.19解禁：湘南原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：金城(佐渡市及び県島漁港を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.20～：富士吉田市、笛置町口頭町、鳴沢村
長野県		出荷制限
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.29～：豊野沢町、御代田町 H24.10.1～～：小諸市、南佐久村(マツカラを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小諸市、南佐久村(マツカラに限り。) H25.10.1～～：飯山市(マツカラを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：飯山市(マツカラに限り。) H25.10.1～～：小諸市(マツカラを除く。) H25.10.1～～：飯山市(マツカラを除く。) H25.10.1～～：飯山市(マツカラを除く。) H25.10.1～～：飯山市(マツカラを除く。)
コシアブラ		H26.8.5～：豊野沢町、御代田町 H26.8.5～：小諸市、御代田町 H27.8.5～：木曾平野
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.6～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士市、富士市 H26.10.7～：御殿場市

※□の箇所は、出荷制限の対象

参考資料3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年3月14日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
野菜	H23.4.13～：飯館村
H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
	H23.4.20～：全域
水産物	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象